

## 貯留土運用方針

この方針は、建設発生土を貯留土として購入土に替えて有効利用し、資源の再利用を促すことを目的として定める。

### (用語の説明)

貯留土とは、他現場での建設発生土（建設第1種～第3種）を貯留指定業者の資材置き場に仮置きし、請負業者の要望に応じて搬出し、その土を購入土に替えて使用することを指す。

貯留指定業者とは、あらかじめ愛知県建設局土木部建設企画課（以下愛知県）に貯留地として登録された土地を保有する業者を指す。

請負業者とは、貯留土を計上された工事を請け負う業者を指す。また、請負業者は貯留指定業者と同一になることを妨げない。

### (土の使用)

土を必要とする工事を発注する場合、次の順序に従って土を調達するものとする。

#### ①第1段階

あらかじめ(一財)日本建設情報総合センター（JACIC）の建設発生土情報交換システムにより発生工事を検索し、直接流用を検討する。

#### ②第2段階

流用のための適切な土が無い場合、建設ファイルサーバーに掲載されている貯留土検索ファイルから、適当な貯留土を検索する。

#### ③第3段階

適当な土が無い場合にのみ購入土の使用とする。

第2段階で適当な貯留土が検索できた場合は、貯留土単価を計上して工事発注を行う。この場合、検索した貯留土の位置・土量・土質等を特記仕様とすること。請負業者と契約の後、実際の土が目的とすべき品質かを確認する。このとき、必要に応じて土質試験を実施する。土質試験の結果により仕様の適否を判断し問題がなければ、そのまま使用する。適当な品質でない場合は変更により購入土の使用とする。

### (貯留指定地への土の搬出)

発生土を伴う工事で請負業者が貯留指定地に搬入の申し出をした場合それを妨げない。貯留地に土を搬入することになった場合、指定地処分と同じ扱いとする。

### (貯留土取り扱い規程)

発注者は、上記方針に従って貯留土の利用をするとともに、別紙「貯留土取り扱い規程」を関係者に周知して、貯留土の運用をするものとする。

附則 この運用方針は平成25年4月1日から適用する。